

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成19年11月29日

県立広島病院長 大 濱 紘 三

県一般19第29号

1 調達内容

(1) 業務名

県立広島病院電子カルテシステム導入業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 予算上限額

1,000,000千円（消費税及び地方消費税含む。）

(6) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方式による。

(7) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

単独企業による場合は(1)に、企業グループによる場合は(2)に示す要件をすべて満たすものとする。

(1) 単独企業による場合

ア 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 平成18年広島県告示第715号（平成19年から平成20年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）又は平成19年広島県告示第191号（平成19年から平成20年までにおける県の業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）によって「15-D システム設計・開発」及び「15-E システム保守・管理」の資格を認定されている者であること。

ウ 本件調達の商品日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

エ 500床以上の病院において、平成16年度以降に電子カルテシステムを含む病院情報システムを稼働させ、調達（開発業務）の契約をすべて誠実に履行した者であること。

(2) 企業グループによる場合

ア 企業グループのすべての構成員が、上記(1)ア、イ及びウの要件を満たしていること。

イ 企業グループの構成員のいずれか1者が、上記(1)エの要件を満たしていること。

ウ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本件調達に参加していないこと。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記2(1)イの資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成19年11月29日（木）から平成19年12月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県総務部財務局財産管理室（広島県庁舎本館3階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

4 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒734-8530 広島市南区宇品神田一丁目5番54号

県立広島病院医事課医療情報係

電話（082）252-6220（ダイヤルイン）

イ 交付期間

平成19年11月29日（木）から平成19年12月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る，又は郵送により請求すること。ただし，郵送による請求の場合は，上記イの期間内に必着することとし，返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成 19 年 12 月 3 日（月） 午後 2 時

イ 場所

広島市南区宇品神田一丁目 5 番 54 号
県立広島病院北棟 3 階視聴覚室

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は，入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し，入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果，入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成 19 年 12 月 14 日（金） 午後 5 時

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便，配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし，郵送等による場合は，上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成 19 年 12 月 21 日（金）までに通知する。

(4) 入札書及び提案書の提出先，提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成 20 年 1 月 11 日（金） 午後 5 時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし，郵送等による場合は，上記イの期限までに必着することとする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成 20 年 1 月 15 日（火） 午後 2 時

イ 場所

広島市南区宇品神田一丁目 5 番 54 号

県立広島病院北棟 3 階視聴覚室

(6) ヒアリング

入札後に提案の詳細についてヒアリングを行う場合がある。

5 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者であって、提案内容が仕様書の要求をすべて満たし、かつ、次により算出された技術点及び価格点の総得点が最も高いものを落札者とする。

なお、開札の結果、落札となるべき総得点の最も高い入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 提案審査

ア 技術点は、別紙「提案評価表」に基づき、県立広島病院電子カルテシステム業者選定委員会が提案書を審査し、次により算出する。

なお、技術点の満点は、500 点とする。

(ア) 評価項目単位の採点

a 提案評価表の 3 の 3.1(1)「病院が提示する運用を想定した場合の運用体制・費用が試算され、明示されているか。また、その体制・試算が妥当であると考えられるか。」の部分については、次の式により評価を行う。対象とする保守費用はハードウェア保守、ソフトウェア保守及び運用要員費用で、平成 21 年 1 月分から平成 26 年 3 月分までとする。（ただし、ハードウェア保守についてはメーカー保証期間があるため、平成 22 年 1 月分から平成 26 年 3 月分までとする。）

なお、提案価格が保守費用の評価基準価格を超える場合は、落札者とししない。

評価点 = $50 \text{ 点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{当該提案者の提案価格}}$

保守費用の評価基準価格 = 6.0 億円

(消費税及び地方消費税込、平成 21 年 1 月分～平成 26 年 3 月分)

b 上記 a 以外の部分については、提案書の記載内容により 0 点から 5 点までの 6 段階評価とする。6 段階評価の目安は、次のとおりとし、県で想定している一般的な提案の評価は、3 点とする。

(目安)

非常に優れている。(5 点)

- 優れている。(4点)
- 普通である。(3点)
- 劣っている。(2点)
- 非常に劣っている。(1点)
- 記載がない。(0点)

(イ) 評価項目単位の重み

重要度に応じて、「1」から「30」までの重みを各評価項目単位に設定する。

(ウ) 評価項目点

評価項目単位の採点に評価項目単位の重みを乗じて得た点とする。

(エ) 技術点

技術点は、評価項目点を集計した合計点とする。

(オ) 仕様書対応可否

「仕様書に対する対応回答票」の回答で、次の選択肢のうち、④が1つでもある場合は、失格とする。

- ① 現、標準機能で対応する。
- ② 次期バージョン(開発中)の標準機能で対応する。
- ③ カスタマイズして対応する。
- ④ 対応できない。

イ 価格点は、次に掲げる式により算出する。(価格点に端数があるときは、小数点第2位以下を四捨五入する。)

なお、価格点の満点は500点とする。

価格点 = $500 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(7) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった業種は、「15-D システム設計・開発」又は「15-E システム保守・管理」の資格に限る。)

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者

免除

(3) 入札者に求められる義務

上記4(3)オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書を提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

入札説明書による。

7 問い合わせ先

〒734-8530 広島市南区宇品神田一丁目5番54号

県立広島病院医事課医療情報係

電話 (082)252-6220 (ダイヤルイン) ファクシミリ (082)252-6238

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Construction of an electronic medical records system for Hiroshima Prefectural Hospital 1set.

(2) Fulfillment period : From the day of the contract conclusion to 31 March, 2009

(3) Fulfillment place : Specified in the bid explanation form

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 p.m., 14 December, 2007

(5) Time-limit for tender : 5:00 p.m., 11 January, 2008

(6) Contact point for the notice : Hiroshima Prefectural Hospital

1-5-54 Ujinakanda, Minami-ku, Hiroshima City 734-8530 Japan

TEL 082-252-6220 (direct dialing) FAX 082-252-6238

提案書の内容		評価項目(評価基準)	重み付け	配点(満点)
1 業務要求仕様の充足性				
1.1 要求仕様の実現性				325
(1)	電子カルテ(看護支援・NST含む)	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	30	150
(2)	PDAリスクマネジメント	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(3)	歯科電子カルテ	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(4)	医事システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	9	45
(5)	生理検査システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(6)	検体検査システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	4	20
(7)	細菌検査システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(8)	病理システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
(9)	輸血システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
(10)	内視鏡システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(11)	透析システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(12)	リハビリシステム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(13)	手術システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(14)	薬剤部門システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(15)	治験システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(16)	栄養部門システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(17)	物品管理システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	4	20
(18)	看護勤務管理システム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(19)	耳鼻咽喉科ファイリングシステム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
(20)	眼科ファイリングシステム	本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
1.2 技術基盤				30
(1)	ハードウェア構成	病院の統計データの各件数や、ピーク時の利用率を考慮した上で、サーバや端末、付帯装置の構成が示されているか。 障害に対する方針を明確にし、それが発生した際に、システムがダウンすることなく業務運用が続けられる仕組みが講じられているか。	1 1	5 5
(2)	ネットワーク構成	病院の統計データの各件数や、ピーク時の利用率を考慮した上で、サーバや端末、付帯装置の構成が示されているか。 障害に対する方針を明確にし、それが発生した際に、システムがダウンすることなく業務運用が続けられる仕組みが講じられているか。	1 1	5 5
(3)	セキュリティについて	利用者の権限設定、システム動作の監視、不正なアクセスを追跡するための記録(ログ)の収集等について、十分かつ確実な仕組みが提案されているか。 委託職員が院内で行う作業や、受託者が自社で行う作業において、患者の個人情報を保護する仕組みを講じることが具体的に示されているか。	1 1	5 5

提案書の内容		評価項目(評価基準)	重み付け	配点(満点)												
2 信頼性																
2.1 導入の体制																
(1)	管理・開発体制	今回開発に係る開発体制が、体制図により示され、かつシステムの質を担保するための十分な体制を敷くことが期待できるか。	1	5												
		構築作業の中心となる技術員の人数及び各人の医療情報システムに係る構築作業経験等が明記され、かつ、その経験を信頼できるか。	1	5												
		構築に当たっての進捗管理体制、方法、適時の確な報告等、遅れが生じた場合の対処等について、具体的に記載されているか。	1	5												
		構築スケジュールが短いことを踏まえ、構築作業における手戻りを抑えるための具体的な対策について記載されているか。	1	5												
		構築するシステムの品質管理方法や問題がある場合の対応方法等について、具体的に記載されているか。	1	5												
(2)	病院側に求める内容	今回の構築作業における所与の条件や課題を考慮した上で、病院側に要求したい内容が具体的かつ明確であり、また現実的な範囲に収束しているか。	1	5												
		マスタ作成やリハーサル、操作研修への参加等、病院側が主体として実施しなければならないものについて、その進め方及び支援について適切な提案がなされているか。	1	5												
		病院側の負担を軽減するために工夫すべき内容について、具体的かつ明確に提案されているか。	1	5												
2.2 スケジュール																
(1)	移行について	システム移行及びデータ移行に当たって、医療従事者に誤認や混乱を与えぬように配慮するとともに、診療業務に支障を来さないよう十分な対策をとることが具体的に記載されているか。	1	5												
		システム移行及びデータ移行に当たって、データの整合性等について十分に検証を進めるため、計画立案及び実施に係る統括責任者を設置し、システム品質を担保することが記載されているか。	1	5												
(2)	研修について	研修の実施計画作成や実施体制等が具体的に記載されているか。	1	5												
		研修の受講者に、新システムがスムーズに受け入れられるよう、習熟度のチェックや管理を行うことについて、具体的な提案がされているか。	1	5												
		また、システム稼動後に適宜実施しなければならない研修の実施方法について記載されているか。														
2.3 実績																
(1)	病院システムの開発実績	受託者の病院システムの開発・構築実績について、具体的に記載されているか。	1	5												
		今回の調達で想定している協業他社について、明確に示されているか。	1	5												
		上記に示した協業他社との協業実績があるか。														
3 稼働後対応																
3.1 稼働後対応																
(1)	運用について	病院が提示する運用を想定した場合の運用体制・費用が試算され、明示されているか。また、その体制・試算が妥当であると考えられるか。 (病院想定) ・ハードウェア保守 24時間365日対応 次の物はハード保守の対象としない。(キーボード、マウス、ラック) ・ソフトウェア保守 バージョンアップ料、法定改正費用を含む。 ・システム運用保守(オペレータ) <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">6:30~9:00</td> <td style="text-align: center;">9:00~17:00</td> <td style="text-align: center;">17:00~23:00</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>土日・祝日・外来休診日</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> </table> ・アプリケーション…追加ライセンス料 ※SEの常駐は求めない		6:30~9:00	9:00~17:00	17:00~23:00	平日	1人	2人	1人	土日・祝日・外来休診日	1人	1人	1人	-	50
			6:30~9:00	9:00~17:00	17:00~23:00											
		平日	1人	2人	1人											
		土日・祝日・外来休診日	1人	1人	1人											
		稼働直後の立会い、初期トラブルへの対処、システムを早期に安定化させる対策が記載されているか。	1	5												
(2) 機能拡張開発	国の制度変更等の動向に基づいて、今後予想されるシステム拡張に柔軟に対応できるシステム構成となっている旨が明示されているか。	1	5													
(3) パッケージのバージョンアップ	導入したパッケージ製品のバージョンアップがある場合の対応について、具体的に記載されているか。	1	5													
	アプリケーションプログラムに不具合が発見された場合や、将来的に予想される今後のシステム拡張等に対し、迅速かつ柔軟に対応できるか。	1	5													
(4) 将来的な地域医療連携への対応	地域医療機関との患者情報のやり取り・医用画像の提供等のための機能実装が求められた場合の対応について、現時点でどのように考慮しているか、その取組について具体的に提案されているか。	1	5													
	また、その対応を行うに当たって、大幅な作業工数を割くことがない効率的な仕組みが提案されているか。															
技術点計			500													